

(資料 1)

山梨県国民保護計画の変更(案)について

○ 受援調整班の新設(P 5 6、P 6 1)

令和元年東日本台風等の災害対応に係る国の検証の中で、「広域行政主体としての都道府県における、各種支援を迅速・的確に受け入れるための受援体制の構築」が課題とされたことから、地方自治体の応援職員の受け入れや部隊の活動拠点の調整などを一括して行うため、これまで統括部の統括班や総務・調整班の担当業務の一部であった受援調整業務を専任の班体制に拡大する。